

補助金制度等のご案内

2026年2月24日

北海道経済産業局 食・観光産業課

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、**海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化**に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム



枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21~50人 4,000万円 (5,000万円) 51~100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6~20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

中小企業等海外展開支援事業

令和8年度予算(案) 11億円(11億円)

※独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金を含む。

事業目的・概要

事業目的

中小・スタートアップ企業や大学等（以下「中小事業者等」という。）による国際的な知的財産戦略の構築を支援するため、外国出願費用、審査請求費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用を助成し、外国における権利取得を促進するとともに、海外での知的財産権侵害への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び権利行使につなげることを目的とする。

事業概要

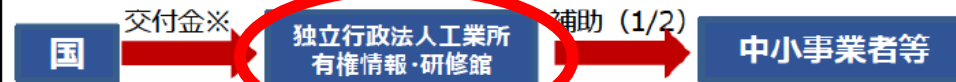
- (1) INPIT外国出願補助金
中小事業者等（特許法施行令第10条）による外国出願や中間手続等に要する経費の一部を助成し、事業化も見据えた外国における産業財産権の権利化を支援する。
- (2) 海外出願支援事業
中小企業者等（中小企業支援法第2条）による外国出願に要する経費の一部を助成し、外国における産業財産権の出願を支援する。
- (3) 海外侵害対策支援事業
中小事業者等の海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における権利行使の促進を支援する。
- (4) 海外知財訴訟保険事業
中小企業者等が海外において知的財産侵害を理由とする訴訟の提起等を受けることにより生じた費用を負担する海外知財訴訟費用保険制度加入者の掛金の一部を補助する。

通年募集

期間限定募集

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) INPIT外国出願補助金



(2) 海外出願支援事業



(3) 海外侵害対策支援事業



(4) 海外知財訴訟保険事業



成果目標・事業期間

令和6年度から令和10年度までの5年間の事業であり、短期的には支援件数に対する登録件数の割合70%以上を目指す。
中期的には警告や行政摘発等を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち実施に至った件数の割合50%以上を目指す。
最終的には海外知財訴訟費用保険への加入件数125社以上を目指す。

海外から稼ぐための高付加価値化支援事業（北海道経済産業局独自事業）

- Do★食輸出Platformにおいて、商品の高付加価値化及び知財の戦略的活用による海外市場での競争力強化を支援するため、セミナーの開催や、専門家による伴走支援を実施。
- 制度詳細は検討中。令和8年4月以降に募集予定。



（１）セミナーの開催

【想定テーマ】

- ・ 今後求められる高付加価値化とは
- ・ 価値を生む商品開発の視点
- ・ 販路と顧客を広げるマーケティング戦略
- ・ 地域連携と共創による価値創出

（２）専門家による伴走支援

- ・ 支援企業数：2～3社程度
- ・ 支援回数：各4回程度



高付加価値化・知財戦略活用
による海外市場での競争力強化